プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続

項目　IFRS と日本基準の比較（第 2 回）

1. 「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、前回の作業部会から、IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補の抽出を行っている。

2. IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補を抽出する作業は、以下のとおり進める予定である。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他（IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、23、36、38、40 号、IFRIC 第 1、4、13 号）
第 2 回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他（IFRS 第 2、3、4、5、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、21、26、29、33、34、37、41 号、IFRIC 第 14 号）
第 3 回	連結他、解釈指針（IFRS 第 10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC）、財務諸表注記①
第 4 回	金融商品他、初度適用（IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号）、財務諸表注記②

3. 今回検討を行う項目は以下のとおりである（審議事項(3)-2）。各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補に＊を付して、その理由を記載している。なお、＊を付した項目が修正又は削除の候補を意味するわけではないことに留意されたい。
   - IAS 第 21 号　外国為替レート変動の影響（審議事項(3)-2、1 ページ）
   - IAS 第 29 号　超インフレ経済下における財務報告（審議事項(3)-2、2 ページ）
   - IAS 第 41 号　農業（審議事項(3)-2、3 ページ）
   - IAS 第 33 号　１株当たり利益（審議事項(3)-2、4 ページ）
   - IAS 第 34 号　期中財務報告（審議事項(3)-2、5 ページ）
   - IFRS 第 5 号　売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業（審議事項(3)-2、6 ページ）
   - IAS 第 19 号　従業員給付（審議事項(3)-2、7 ページ）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- IFRIC 第 14 号　IAS 第 19 号―確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係（審議事項(3)-2、10 ページ）
- IAS 第 26 号　退職給付制度の会計及び報告（審議事項(3)-2、11 ページ）
- IAS 第 37 号　引当金、偶発負債及び偶発資産（審議事項(3)-2、12 ページ）
- IFRS 第 2 号　株式に基づく報酬（審議事項(3)-2、14 ページ）
- IFRS 第 4 号　保険契約（審議事項(3)-2、15 ページ）
- IFRS 第 6 号　鉱物資源の探査及び評価（審議事項(3)-2、16 ページ）
- IAS 第 1 号　財務諸表の表示（審議事項(3)-2、17 ページ）
- IAS 第 7 号　キャッシュ・フロー計算書（審議事項(3)-2、19 ページ）
- IAS 第 8 号　会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬（審議事項(3)-2、20 ページ）
- IAS 第 10 号　後発事象（審議事項(3)-2、21 ページ）
- IFRS 第 3 号　企業結合（審議事項(3)-2、22 ページ）

4. 検討の参考にするために、各基準等の概要を審議事項(3)-3 において示している。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。